

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）
【改正の概要】	
<p>1 改正理由</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）に関する次の事項について、国の法令改正内容に合わせて規定を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○送迎バスへの安全装置設置・点呼等による確認の義務化 ○園児への虐待禁止を明文化 ○柔軟な運営のための規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> 園児数に関わらず看護師等を1名に限って保育士とみなすことを可能とする（現行は、乳児が4人以上在籍する園のみ適用） <p>3 その他</p> <p>今回の開始にあわせて、条例の規定の仕方について、国の告示等の規定を引用する「引用方式」により改正する。</p>	
施行日	令和5年4月1日
【その他参考事項】	